

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 7 月30日

【会社名】 株式会社広島銀行

【英訳名】 The Hiroshima Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 池 田 晃 治

【本店の所在の場所】 広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号

【電話番号】 広島(082)247局5151番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 前 田 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目 7 番19号

株式会社広島銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)6228局7555番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 藤 井 顕 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社広島銀行松山支店

(松山市南堀端町 6 番地 5)

株式会社広島銀行岡山支店

(岡山市北区磨屋町 1 番 3 号)

株式会社広島銀行東京支店

(東京都中央区京橋二丁目 7 番19号)

株式会社広島銀行大阪支店

(大阪市中央区北浜三丁目 2 番23号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧
場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所
としております。

1 【提出理由】

平成26年6月26日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしました、当行の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項につき、未定となっておりました発行価格等の事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正箇所は_____で示しております。

2 【訂正事項】

(3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり45,700円(1株当たり457円)

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

141,395,800円